

第41回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会

議事概要

議題 「調停委員の人材確保について」

1 開催日時

令和4年2月10日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所第1会議室

3 出席者等

(1) 家庭裁判所委員会委員

石川貴司，大石喜幸，小野正晴，久保田眞弓，作原大成，関原久，中野勝広，
長谷川浩二，和地輝仁（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

宮崎浩幸（首席家庭裁判所調査官），宮下智（家庭裁判所首席書記官），樽
本光弘（家庭裁判所事務局長），松田睦史（家庭裁判所事務局次長）

(3) 庶務

中川賢也（地方裁判所事務局総務課長）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，
挨拶した。

(2) 議事の進行について

高木順子委員長が転出したため，石川貴司家庭裁判所委員会委員長代理が議
事を進行した。

(3) 委員長の互選

委員の互選により、長谷川浩二委員が家庭裁判所委員会委員長に選任された。

以後の議事については、長谷川浩二委員長が進行した。

(4) 前回委員会が出された意見に対する検討，取組状況等
別紙「報告要旨」のとおり報告された。

(5) 裁判所からの説明等

裁判所から，調停制度の概要，調停委員の役割・職務内容及び釧路の調停委員の選任状況等についての説明を行った。

(6) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え，意見交換を行った（要旨は，別紙「発言要旨」のとおり。）。

(7) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和4年7月21日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

イ 議題

成年後見，未成年後見等の制度について

別 紙

報 告 要 旨

前回（令和3年7月13日）開催の家裁委員会では、「職員採用広報について」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。同委員会において、釧路の学生だけでなく、札幌や東京などの学生を対象に採用広報をすると効果的ではないかという御意見をいただいたところだが、先日、北海道内の裁判所で連携した採用広報説明会を、ウェブ会議機器を活用して実施したところ、釧路だけでなく、札幌や北海道外の学生も参加してもらうことができた。今後も多くの学生に裁判所を就職先として認知してもらえるようアピールしていきたい。

別 紙

発 言 要 旨

委 員： 裁判所の説明では、実務経験豊かな調停委員の確保が難しいということだったが、裁判所としては一度調停委員になった場合は、できるだけ長く調停委員を務めてほしいという趣旨でよいか。

説明者： そのとおりである。比較的若年のうちに調停委員に任命させていただき、50歳から60歳のころには十年か二十年の経験を積んでいただいて、新任の調停委員の指導をしていただいたり、複雑な事件を担当していただくことができる、いわゆるベテランの調停委員を確保したいと考えているが、現状では若い層の任命が困難な状況であるため、若い層の調停委員の確保が課題であるという趣旨である。

委 員： 私は家事調停委員をしているが、調停委員となったきっかけは知り合いからの紹介で、社会貢献という意味で参加させていただいた。仕事柄、どうしても多忙な時期があるが、その時期については調停を引き受けられないということを事前に裁判所に説明し、配慮してもらっている。調停委員の確保という点では、外部の方々に、調停という制度があり、調停委員は一般の方々の中から選任されているということをもっとアピールしてもいいのではないかと思う。また、調停委員に専門的な知識は必要ないということだが、相続などの専門的な話になることもあるから、専門的な知識を有する方々が所属する団体を対象にして、候補者を推薦してもらおうというのもよいのではないかと思う。

委 員： 調停制度について、本日の説明で初めて知ったことも多くあり大変参考になった。調停委員になった場合、当事者から逆恨みされたり、SNSで情報発信されるかもしれないと思うと、調停委員になることを躊躇する人がいるかもしれない。そのような不安に対しては、調停委員の制度を説明するとともに、やりがいや社会貢献をすることの素晴らしさを

打ち出すことによって払拭できるのではないかと思う。

委員： 調停が成立した場合、当事者から非常に感謝されるだろうが、調停が成立しなくても感謝をされる場面は多いと思う。当事者同士では直接話ができない関係だったものが、調停委員が間に入ることで、相手の言い分が分かり、争点整理ができるし、次の手続への交通整理という側面もあるからである。また、調停委員になることで、調停以外の場面でも要求される人間関係の調整というスキルも上がり、社会貢献にもなる。時間的な面についても、裁判所が調停委員の都合を尊重しながら日程調整してくれるので、仕事と両立しながら調停委員を務めている方も多い。心理的な負担についても、調停は必ずしも最終的な解決が求められるわけではなく、当事者が合意できない場合は別の手続に進んでもらうという選別の仕事でもあるので、そのような意味では逆恨みも少ないし、責任の重大さと比べると心理的な負担は少ないと言えるので、非常に良い仕事ではないかと思う。ただ、アピールが少ないのは事実だと思う。現役の調停委員や元調停委員などの個人的なつてを頼るのが中心になるのは仕方がないが、もう少し様々な団体に活発に推薦を依頼するのがよいのではないかと思う。依頼する際は、調停委員になった場合のメリットや、心理的、時間的な負担についても不安解消のため、しっかりと説明すべきである。調停委員の仕事はボランティア的なところもあると思うので、仕事内容に見合った報酬ではないかもしれないが、社会貢献になるとか、紛争に悩む皆さんのお役に立てるなどといったメリットを伝えるのが良いと思う。

委員： 裁判官として調停を担当しているが、当事者が逆恨みのような態度を示すという事案には当たっていないし、他の裁判官からもそのような情報は入っていないため、実際のところ、調停委員が逆恨みされるというケースはほとんどないのではないかと思う。ただ、トラブルを抱えて調

停を申し立てて話し合いをしているので、自分の思うような方向に進まないと、調停委員に対し感情的な発言をする当事者がいることは確かである。そのような場合は調停委員からの報告を受けて、裁判官が調停に入り、直接当事者に法的な問題について説明すると、高ぶってしまった感情をクールダウンできることが多い。その後、当事者には冷静に自分の抱えている問題を考えてもらう時間を設けて、最終的に自分の状況を一步引いた所から見ることができる状態になったところで、その日の手続を終了しお帰りいただくようにしており、逆恨みの気持ちがたまってしまうような爆発することがないように手続を進めているのが実情ではないかと思う。調停委員会は3人のチームであり、主に話を聞いてもらうのは調停委員だが、いざとなったら裁判官と一緒に話をして解決できる部分も多いと思う。

委員： 今の説明を聞いて実情が良く分かった。逆に言えば、一般的な制度の説明だけでは調停制度や調停委員についてはなかなか分かってもらえないのではないか。やはり裁判官や調停委員といった実際に調停を担当している方の生の声を伝えることが大切ではないかと思う。

委員長： 調停委員の逆恨みなどの防止について裁判所から補足説明はあるか。

説明者： 調停委員に対する逆恨みなどの危害行為の予兆があった場合、裁判所の事務局が対応を検討することになるが、これまでそのような相談を受けた経験はない。それは、調停委員会が当事者の感情のコントロールを丁寧にしながら調停を進行していただいたり、調停で結論が出なければいけないという手続ではないから、無理をしないという進行をしていただいているためであると考えている。

委員： 大学にも推薦依頼をしているということだが、一教員としてこのような話は聞いたことがなく、今回が初耳である。教員はスケジュールがあらかじめ決まっており、本業を優先せざるを得ないことから、なかなか

調停委員を引き受けるのは難しいと思うが、授業のない期間や教育実習等の対応がない期間であれば不可能ではないと思う。今回の説明を聞いて、調停委員の仕事がよく分かったので、生の声が届けば興味を持つ方は教員に限らず増えるのではないのかと思う。

説明者： 今後、大学に推薦依頼をする際は、まず窓口担当の方に制度や求める人材について詳しく説明した上で、候補としてお考えいただける方がいらっしゃる場合は裁判所から個別に説明する機会を設けていただくよう依頼することも検討したい。

委員： 社会福祉士は傾聴や対人援助が日頃の業務なので、調停委員としては適任な職種であると思われる。ただし、人と接する仕事はとてもストレスがたまるものであるから、日頃から対人援助の仕事をしていて、さらに業務外にも調停で対人援助をするととなると、躊躇してしまう方がいるのも事実だと思う。ただ、調停委員の仕事の内容を知らない社会福祉士がほとんどなので、仕事内容ややりがいなどを紹介していただければ、一線を退いた方の中に興味がある方は絶対いると思うので、今後機会があれば勉強会に講師として参加していただきたい。

委員： 民生委員、児童委員もなり手不足が課題である。釧路市においては、民生委員自身が後任者を探すことがほとんどだが、日頃から地域の実情を把握し、人間関係を大切にしておくこと、地域の各種活動において民生委員制度をPRし、存在を知ってもらうことに力を入れている。候補者に依頼する段階になった場合は、職務について正確に説明すべきである。きれいごとや良い点ばかり伝えてしまうと、実際に職務についた際、話に聞いていたことと全然違うと思われ、任期途中で退任してしまうケースがあるからである。

委員： 町役場では地域住民から多種多様な相談の電話を受けることがあるが、もし役場職員が調停制度を理解していれば、地域住民から相談があった

際に、調停手続を紹介することができる。調停手続の利用によって地域住民全体の生活の質の向上に繋がるということを役場職員が実感すると、調停委員候補者の紹介にも繋がっていく、そうすると自分たちの仕事がまたやりやすくなるという好循環を生むのではないかと思う。地方公務員の調停委員候補者としては、再任用の職員で適任者がいた場合は紹介できるのではないかと思う。また、職員以外でも、地域人材の紹介や推薦という形で協力できる面はあるのではないかと思う。

委員： 保護司について、職務内容が分からない、怖いというイメージも強いところ、テレビドラマで保護司が取り上げられたことにより、ドラマを見た人から職務内容が分かった、興味を持ったという話を聞いた。調停委員や裁判所職員の人材確保のためにも、そのような方法で周知することもよいのではないかと思う。